

第2期

古山地区まちづくり計画

令和5年4月

古山地区住民自治協議会

はじめに

住民ニーズの多様化・高度化を踏まえた、個性豊かな地域づくりや高齢・少子化社会への対応など、こうした課題に対しては、画一性や効率性を重視する「中央集権」型の行政システムでは対応が困難になってきています。

そんな中、平成12年4月に、地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)が施行され、中央集権型から地方分権型への転換施策が実施されています。

平成16年11月には、近隣町村との合併により伊賀市が誕生し、同年12月には「伊賀市自治基本条例」が制定されました。この条例は、補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うこと等を基本理念とし、小学校区単位の地域に住民自治協議会の設置や地域まちづくり計画の策定をすることなどを定めています。

古山地区においても、平成18年4月に住民自治協議会を設立し、地区の事業を進めて来ましたが、将来を見据えた課題を具体的な事項別に、住民や地域ができること、市と連携して進めること、市の計画に反映し実施いただきたいことに分けて整理し、「古山地区まちづくり計画」を策定して進めてまいりました。

また、平成23年4月には、この「まちづくり計画」を実現するため、それぞれが出来る身近なことから取り組んで“住み良さが実感できる元気な古山”を形成していくための施策の見直しを進め事業を実施してきましたが、この間にも、更なる少子高齢化や人口減少が進み、地域を支える住民人口の減少が切実な問題となっています。これに加え、令和2年1月に国内第1号のコロナ患者が発見されて以来今日まで、日常の生活が制限され、社会構造にも大きな変化がもたらされました。

昨年4月には、住民自治協議会が古山地区市民センターの指定管理者に選定されたことを受け、地域内で職員を雇用し、「まちづくり計画」の実現の一役を担ってもらう事も可能となり、地区の方々の負担軽減も含め、部会組織の見直しを行いました。

今後10年(5年に1度の見直し)は、この「まちづくり計画」を基本に古山にお住まいの方々の満足度向上と他地域からの移住者増加を目指し、『住んでいて良かった・住みたい古山』を実感できるよう進めてまいりますので皆様のご協力をお願いいたします。

令和5年4月
古山地区住民自治協議会
会長 森西 浩一

1 まちづくり計画策定の趣旨

地域まちづくり計画は、地域の課題を地区住民が主体となって解決するうえでの基本計画です。

伊賀市自治基本条例では、「住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。」とし「市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、地域まちづくり計画を尊重するものとする。」と規定されています。

古山地区住民自治協議会は、今回の見直しで組織を事業部(本部組織)と文化・福祉部会、環境・産業部会、健康部会の3部会に改編し、それぞれの部会毎に地域の現状と課題を整理し「第2期古山地区まちづくり計画」を策定しました。

この計画の目標年度は、令和14年までの10年間とします。なお、中間の5年で見直すものとし、毎年度の事業計画は、まちづくり計画を基に実施計画書を作成するものとします。

2 古山地区の概要

古山地区は、市役所から直線で約7キロメートル離れた伊賀市の西南部に位置し、名張市と隣接しています。当地区内には上野市街地と名張を結ぶ幹線道路国道368号線が南北に貫通し、県道上野島ヶ原線が東西に横断しています。名阪国道や近鉄伊賀神戸駅、美旗駅、桔梗が丘駅にはいずれも10分程度で行くことができます。

地区は、標高200メートル前後の丘陵地が多く平坦部の少ない地形で、青蓮寺土地改良事業により整備された農地と山林に囲まれた緑豊かな地域で、南部から西方に流れる予野川と中央部から東方に流れる矢田川があります。

明治21年の町村制実施により蔵縄手、界外、菖蒲池、鍛冶屋、東谷、南、安場、湯屋谷の8大字が古山村となって自治行政を施行してきましたが、昭和32年7月に南(名張市に合併)を除く大字は上野市に合併し、伊賀市に合併した現在も古山地区として7つの自治会がまとまって活動しています。

古山地区のデータ

- ・ 地区面積；10.25平方km
- ・ 人口；668人 【令和4年9月末伊賀市統計書】
- ・ 人口密度；65.2人/平方km
- ・ 世帯数；292世帯 【令和4年9月末伊賀市統計書】
- ・ 高齢化率(65歳以上)；48.2% 【令和4年9月末伊賀市統計書】
- ・ 経営耕地面積；14,010アール(うち田11,131a, 畑2,380a, 果樹園499a)

古くから奈良・京都との交流があった当地区には、国の指定重要文化財となっている仏像が市場寺(菖蒲池)、観音寺(東谷)及び蓮徳寺(湯屋谷)にあります。

また、延喜式の田守神社の祭礼、菖蒲池と東谷の勧請縄など歴史的伝統行事が継承されています。貞享5年(1688)年には俳聖松尾芭蕉が現菖蒲池を訪れ『香に匂へうに掘る岡の梅の花』という句を読んでいるところでもあります。

しかし近年、少子高齢化が進み、年々人口が減少しています。特に40歳代以下の若年層は男女とも極端に減少傾向にあり、伊賀市内の他地区や大都市への転出が増加傾向にあります。

また、青蓮寺用水事業によって整備されたの田畑を耕作している農村地域にありながら、従事者の高齢化と後継者不足により農地の荒廃が進行しつつあります。

3 古山地区まちづくりの目標

- ・「住んでいて良かった・住みたい古山」を実感できる、住民主体のまちづくりを推進する。
- ・安心、安全で住みよい地域づくりを推進する。

1) 事業部(自治協本部)

- ・古山地区全体の事業を企画・立案し、交流できるまちづくりを推進する。

2) 文化・福祉部門

- ・互いが助け合い、支え合う安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- ・心豊かな人を育み、文化薫るまちづくりを推進する。

3) 環境・産業部門

- ・安全で住みよいきれいな環境のまちづくりを推進する。
- ・恵まれた自然環境を保全し、それと調和した産業の発展を目指したまちづくりを推進する。

4) 健康部門

- ・健康で幸せに暮らせるまちづくりを推進する。

4 部門別計画

1)文化・福祉部門

(1)現 状

- ・心の豊かさを求め趣味やサークル活動をしている人が多数いるが、60代の参加者が少ない。
- ・手芸に興味のある人が多い。
- ・地区内の3つの寺に、国指定重要文化財がある。
- ・地区の獅子舞等、伝統芸能が継承されているが、後継者が減少。
- ・当地区の高齢化率は、48.2%と2人に1人が65歳以上の高い割合になっている。
2世代3世代同居の家族もあるものの、後継者が地区外で居住している世帯が多く、独り暮らしの高齢者や老夫婦世帯が増加傾向にある。
- ・訪問看護やデイサービスなどの介護サービスを受けている人が増加している。
- ・地区内に医療機関がなく、急病や通院は地区外へ行かなければならない。
- ・ボランティアと民生児童委員の援助を得て、すべての区で「いきいきサロン」、「ワンコインカフェ」が行われている。
- ・地区内は坂道が多く、バリアフリーとなっていない地区公民館や区集会所なども含め、障害者が車椅子を使用できない場所がある。
- ・少子化のため、子供が近所で遊ぶ友達が少なく、公園等の遊ぶ場所もない。
- ・比較的災害につよい地区ではあるが、いつ発生するかわからない災害に備える防災意識に乏しく、自主防災活動が不十分である。
- ・消防団員は、勤め先の関係もあり、火災や災害の発生などの緊急時の出動に不安がある。
- ・人権問題に対する認識が充分であるとはいえない。

(2) 課 題

- ・地域の人の持っている特技を教える文化教室(手芸教室)の開催を進めること。
- ・重要文化財や伝統芸能を保存し、後世に残し伝えて行くこと。
- ・独り暮らしや高齢者が、出かけて他人と会ったり話をする機会をつくること。
- ・買い物や通院が困難な人、現在車を運転できても将来は高齢化で運転出来なくなる人が増えること。
- ・「いきいきサロン」、「ワンコインカフェ」は活発であるが、出かけられない人や参加しない人がいること。
- ・地区公民館や区集会所は、バリアフリーになっていないこと。
- ・地区内には、病院や診療所がないこと。
- ・防災意識が乏しく、自主防災活動が希薄なこと。
- ・火災発生時に緊急出動が困難なこと。
- ・人権地区懇談会を継続し、人権について学ぶ機会を確保すること。

(3) 目 標

- ・やさしさのふれ合うまちづくり
- ・心豊かな人を育み、文化薫るまちづくり

(4) 基本方針

- ・互いが助け合い支え合う、安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- ・地域の人が教え合う新たな事業を企画し、生きがいと発表の場を提供する。

(5) 文化・福祉部門施策

事業項目	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
地域発信	ガイドマップの作成と発信	○			○	⇒		
(歴史、芸能他)	おふるちゃん活動	○			○	⇒	⇒	
	伝統文化の継承、保存	○			○	⇒	⇒	
文化・学び	地区文化展の開催	○			○	⇒	⇒	
	古山いきいき教室活性化	○			○	⇒	⇒	
	文化教室の立ち上げ	○			○	⇒	⇒	
	生涯学習サークルの維持、継続	○			○	⇒	⇒	
地域福祉全般	福祉ボランティア活動推進	○			○	⇒	⇒	
	地域福祉ネットワークの維持	○			○	⇒	⇒	
	地域福祉に関する情報提供		○		○	⇒	⇒	
	区公民館のバリアフリー化		○			○	⇒	
	地域医療の充実			○	○	⇒		
高齢者福祉	いきいきサロン、ワンコインカフェの充実	○			○			
	独居老人、高齢者世帯の見守りと支援		○		○	⇒	⇒	
	コミュニティー活動の充実	○			○			
子育て支援	世代間交流事業の推進	○			○	⇒	⇒	
	地域住民の意識啓発	○			○	⇒	⇒	
	少子化対策			○		○	⇒	
地域防災	防災・防犯意識の高揚	○			○	⇒	⇒	
	避難訓練の充実	○			○	⇒	⇒	
	支援団員組織の維持		○		○	⇒	⇒	

実施短期:1～3年以内 中期:4～7年以内 長期:7年以上

2)環境・産業部門

(1)現 状

- ・歩道やカーブミラーの劣化箇所については、継続的なメンテナンスが必要。
- ・市道花之木古山神戸線の開通で交通量が増え、事故多発交差点がある。
- ・県道島ヶ原上野線は、道幅が狭く普通車の対向が困難な場所がある。
- ・不法投棄防止活動により減少したものの、主要道路へのゴミのポイ捨てや不法投棄されている箇所がある。
- ・再生ごみ回収、アルミ缶回収事業が定着し、事業収益に結びついている。
- ・旧古山小学校の除草、花いっぱい運動等の環境整備事業が定着してきた。
- ・1回/年 クリーンキャンペーンにより地域の主要道路の美化に繋がっている。
- ・青蓮寺用水が確保された田畑があるが、高齢化による後継者不足で荒廃地が増えている。
- ・田畑は移住者への貸し出し、営農事業、専業農家が地権者に代わって作付を行い、荒廃をくい止めている。
- ・地域内で従事できる事業所が少ない。

(2)課 題

- ・主要道路の拡幅、維持管理等については要望を継続すること。
- ・交通事故の発生原因を究明し、事故防止の啓発・実践活動を行うこと。
- ・道路法面の定期的な草刈りを継続する事で、ごみを廃棄しにくい環境を維持すること。
- ・軽トラックへの掲示、立て看板の設置等で不法投棄防止を啓発すること。
- ・クリーンキャンペーンの継続で不法投棄させない環境美化活動を継続すること。
- ・リサイクルごみの徹底した分別と回収を実施すること。
- ・農業従事を目的とした移住者の呼び込みと営農事業を維持すること。
- ・捕獲檻の普及、進入防止柵の維持管理で獣害対策を維持管理すること。
- ・当地区のニーズに合った事業所を誘致すること。

(3)目 標

- ・安全で住みよいきれいな環境づくり
- ・恵まれた自然環境を保全し、それと調和した産業の発展を目指したまちづくり

(4)基本方針

- ・交通災害から身を守るため、危険な箇所の洗い出し、施設整備と啓発を推進して安心、安全なまちづくりを進める。
- ・資源ごみの分別と定期的な回収を啓発し、生活環境をよくする活動を推進する。
- ・日常の監視活動とクリーンキャンペーンの実施で、不法投棄させないまちづくりを推進する。
- ・農業の復活と環境保全型産業の誘致・振興を図る。

(5)環境・産業部門施策

事業項目	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
道路・交通安全	危険個所の洗い出し	○			○	⇒	⇒	
	危険個所の調査、点検		○		○	⇒	⇒	
	道路、付随設備の整備			○	○	⇒	⇒	
	交通安全見守り	○			○			
	交通安全パトロール	○			○			
環境維持	不法投棄監視	○			○	⇒	⇒	
	不法投棄しづらい環境整備	○			○	⇒	⇒	
	不法ごみ回収		○		○	⇒	⇒	
環境美化	旧古山小学校草刈り、剪定	○			○	⇒	⇒	
	花いっぱい運動	○			○	⇒	⇒	
産業振興	農業先進地の情報収集		○		○	⇒	⇒	
	農業担い手の誘致、定着		○		○	⇒	⇒	
	営農組織の維持	○			○	⇒	⇒	
	鳥獣害被害防止対策		○		○	⇒	⇒	
	ブルーベリー園の維持管理	○			○	⇒	⇒	
	環境保全型産業の振興		○			○	⇒	
実施短期:1～3年以内 中期:4～7年以内 長期:7年以上								

4)健康部門

(1)現 状

- ・年々子どもの数が減少し、地域での交流も少なくなっている。
- ・小学校は廃校となり、保育園も閉園となった。
- ・地域内で放課後子ども教室が行われているが、年々参加者が減少している。
- ・地区運動会が実施されている。
- ・ゲートボールは60～70代を中心に全ての地区で実施されているが後継者不足。
- ・健康維持に誰もが関心を持っているが、地域として具体的な取り組みは出来ていない。
- ・体育祭への参加が困難な地区がある。

(2)課 題

- ・放課後子ども教室の維持存続を図ること。
- ・生涯学習活動(スポーツ部門)をとおして世代間交流を進めること。
- ・スポーツクラブ・同好会の継続した活動を支援すること。
- ・市民センターを活用して、健康維持を図る活動を発足させること。
- ・体育祭に代わる誰もが参加しやすいスポーツを普及すること。

(3)目 標

- ・健康で幸せに暮らせるまちづくり

(4)基本方針

- ・健康を維持し、楽しく暮らせるような事業を推進する。

(5)健康部門施策

事業項目	事業内容	実施主体			実施時期			備考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
学校・教育	総合学習の支援		○		○	⇒	⇒	
	登校時の見守り、声掛けの実施	○			○	⇒	⇒	
	放課後子ども教室の維持	○			○	⇒	⇒	
スポーツ振興 と健康づくり	誰もが参加できるスポーツの普及	○			○	⇒	⇒	
	スポーツ同好会への支援	○			○	⇒	⇒	
	健康ウォーキングの開催	○			○			
	健康器具を使った体力づくり	○			○	⇒	⇒	
実施短期:1～3年以内 中期:4～7年以内 長期:7年以上								